

第32回秋田家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和7年7月28日（月）午前10時30分～午後零時

2 場所

秋田家庭裁判所602会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

赤坂薰、伊藤繁、入沢岳之、植村莉早、宇佐見康人、木村久仁子、須田広悦、
仲田憲史、船木貴博、三浦進一、吉田浩二

（説明者）

小林首席家裁調査官、原田次席家裁調査官、藤城主任家裁調査官、高野主任書
記官、伊藤家裁調査官

（事務局）

菅沢事務局長、奥山首席書記官、石黒総務課長

4 議事

（1）開会宣言

（2）所長・新任委員挨拶

（3）前回の委員会後の、同委員会のテーマである「家事調停の運営について」に 関する取組状況について説明

（4）協議

議題「離婚調停で子を中心とした解決に向けた話し合いを進めるために～子
どもを考えるプログラムの取組」

ア 未成年子のいる離婚調停手続について説明

イ 「子どもを考えるプログラム」の模擬実施及び説明

ウ 意見交換

別紙のとおり

5 次回開催時期及び次回議題

令和8年1月又は2月頃に開催する。テーマについては事前に提示し、開催日は追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、□は説明者)

- ◎ 秋田家裁で行っている「子どもを考えるプログラム」について模擬実施をご覧いただいたが、率直なご感想を伺いたい。
- 模擬実施が進むにつれて当事者が内省していく様子がよく表されており、また、使われた資料もとても分かりやすいと感じた。ただ、私が弁護士として家事調停に関わった経験から実際の当事者の考え方の傾向を述べると、依頼者に動画を視聴した感想を尋ねた場合、相手にも見せたのですかと言われることがある。自分はきちんとできているが相手ができていないなどと考える方もいて、本当は自問してほしくても、代理人の立場からは相手方の肩を持つと疑われるようなことは言えず、この点からも調査官から助言等を行っていただくことは大変よいと考えている。

ところで、本プログラム実施後、その内容をどのように受けとめたかや、自分の問題点を改善しようと考えた方がどれくらいいたのか等を、アンケートで把握するなどはされていないのか。

- アンケートは行っていないが、実施後に感想を聞いたり、どのような点が気になったかなどを聞き取ったりすることもあるし、調停委員から同様の質問がされることもある。ただ、ご意見のとおり、感想を聞いても、相手がどう言っていたか等を強く気にするといった反応が多く、実施後に発言や主張が劇的に変わるなどの変容はあまりない。ただ、調停の回を重ねるごとに変化していく事例はあり、わずかな部分でも受け入れてもらえると、その後のアドバイスも入りやすくなるなど、手ごたえが感じられた経験もある。
- 裁判官として印象を述べると、効果が薄いと感じられる方や、反発される方がいるのは確かであるが、きちんと受けとめてくださる方や、少しずつ変化につながっているであろうことが感じられる事案は一定数あり、このような方々

には効果が上がっていると感じている。

- 今回の模擬実施を興味深く拝見した。一方的に指導するのではなく、当事者自身に考えてもらい、気付かせ、答えを引き出すというやり方が、模擬実施とはいえ、とてもうまく行われていると感じた。ところで、今回の模擬実施は母親を対象とした実演のみであったが、父親にも本プログラムを実施し、子への関わり方等を理解してもらうことがその後の話し合いにも有益と思われるところ、実際には、本プログラムは父母双方に実施されているのか。
- 原則として双方を対象に実施している。
- 本プログラム実施後の結論の擦り合わせの場面でも、調査官が関与するのか。
- 本プログラムの中で調停自体を行うわけではなく、調停委員が本プログラムの感想を聞いたり、振り返りを行うなどした後、意向の擦り合わせが進められることになる。
- 裁判官から補足する。本プログラムにより当事者が自覚した気付きや改善点に関しては、本プログラム実施後の調停期日において、調停委員が当事者に本プログラムの感想を尋ねる中で、気付き等があったか否かを問いかける。調停の中ではそれを掘り下げたり、改善策等が提案されれば反対当事者にそれを伝達することもあり、このようにして結論への擦り合わせが進んでいくこととなる。
- 私は大学に勤めているが、私が担当している学生が、離婚に限らず両親間の葛藤が子に与える影響等について関心を持ち、ともに文献等にあたるなどしたことがあった。今回の模擬は、それら文献等の内容を思い出しながら拝見することができた。

感想となるが、本プログラムが父母の紛争がどの程度進んだ段階で行われるのか、その実施時期が重要であるように感じられた。実施時期によっては、同居親が、子がなんらかの問題行動を起こしている、別居親を恋しがっているといった事実を認めると、自分が不利になる、同居親としての適格性を疑われる

のではないかといった不安を持ち、事実を正直に明かさないことがありえるためである。

また、例えば別居直後の段階で、子が夜泣きをする、学校に行かないと言い出すなど強く反応した場合、本プログラムの場において、とにかく今すぐにアドバイスがほしいなどと助けを求められることがあるかもしれません、このような場面で関係性を築ければ、その後のアドバイスも受け入れられやすくなるものと思われる。

子に表れやすい反応について更に述べると、なんらかの手立てをとれば自分が両親を仲直りさせることができるのでないかと思いやさしい時期もあるが、このような行動が無力と分かると子の心に強いダメージを与える。この点を当事者に知ってもらうことも有益である。

□ ご意見のとおり、当事者が事実を正直に述べていないと感じることはあり、これは、反対当事者への警戒が強すぎる、感情が整理できていない状態で質問されることが不安である、自分が述べたことが親として正しいのか間違っているのかの判断がつかない等、様々な原因が考えられる。ご意見をいただいて気が付いたことだが、本プログラムにおいては、当事者に対して、正直に話してくださいと伝えるよりも、話された内容に基づき裁判所がなにがしかの判断を行うといった手続ではないことをきちんと説明し、事実を正確に話してくださいとお願いすることが大事であると感じた。子が今どのような状態なのか、父母の紛争がどの程度進んでいるのか等をできるだけ正確に把握し、その中で本プログラムを行うことの目的を当事者に理解していただくことが、その後の調停の進行にも役立つものと考えている。

□ 調停が進行するにつれ、親権をどちらが持つか等について話が深まっていき、自分の弱みは見せられないといった感情も高まっていくため、本プログラムは調停の早い段階での実施を基本としているところであるが、柔軟に考えていきたい。子が両親の仲直りを試みることについては、いわゆる仲直りファンタジ

ーなどと呼ばれるもので、本プログラムにおいて視聴する動画の中でも取り上げられている。子の夜泣き等について調査官にアドバイスを求められた場合、要望に合致する回答ができるかが問われているところであり、この点は課題として取り組んでいきたい。

- 本プログラムは重要な取組をされていると感じた。また、将来的に共同親権を選択される方々も含め、希望する方には、行政機関の窓口においても本プログラムの説明内容を提供できる仕組みを作ったり、今回紹介のあった動画の存在をお知らせするなど、行政側も子を中心とした問題解決について、より力を入れていくべきではないかとの感想を持った。

質問だが、子の権利を尊重するという観点からは、子の意見表明権も重要となるが、基本的に本プログラムは両親が自らの気付きにより子に対する関わり方を改めていく形になっていると思われるものの、子の意見を反映させるための工夫等はされているのだろうか。

- 調停が進行していき、親権や面会交流の方法を具体的に決めていく段階では、子の意見も考慮することとなる。具体的には、父母双方に、子の認識をどのように捉えているか等、確認をするところから始める。両者の述べる内容が一致している場合はそれを前提として調停を進めることとなるが、食い違っている場合には、事案に応じて、調査官が面接調査を行う、あるいは子の様子を観察するなどして、子の意向、心情を把握するよう努めている。

- 私は20年程前に生活保護の申請等に関する部署に就いていたが、離婚を検討していたり、離婚協議中である母親側から相談を受ける機会が多くあった。精神的に追い込まれていると見受けられるケースもあるなど、よく事情を聞くようにはしていたが、本日の模擬実施を見させていただき、子の利益や環境に目を向けることの重要性を再認識したところであり、先ほどのご意見と同様、行政側にも本プログラムの存在が周知されることが有意義ではないかと考える。また、本プログラムが父母双方に実施され、双方の見解について理解が深

まれば、これが母親に良い影響を与えることにつながり、そして子にも波及して良い影響が伝わっていくのではないかと感じた。

◎ 事前に送付した資料には、動画「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」の視聴についての案内書面も含まれており、これは秋田家裁において作成し、離婚調停を利用される方に対して事前に送付しているものだが、このようなアナウンスの方法等についてご意見があればお聞きしたい。

○ 本会の参加に当たり事前に上記動画を視聴したが、これを見れば子を中心として離婚調停に臨んでくれるのではと思わせるくらい、充実した内容であった。本プログラムを必要とするのは、自分たちのことを中心にして離婚を望む方たちであり、熱くなつてから冷まそうとするのには大きな労力が必要となるため、冷静なうちにこの動画を見るのが望ましい。離婚を考える年代としては、今後、ネット環境に明るい方たちがより増えていくこともあり、また、離婚が頭に浮かぶとき、いきなり裁判所に出向くわけではなく、離婚調停、弁護士といったキーワードで検索するはずであり、その検索の際にこの動画が紹介されるような仕組みができれば、視聴の機会を増やす取組となると思われる。

動画の案内書面には、「お時間があれば、調停期日の前にご覧いただき、話し合いの参考にしてみてください。」とあるが、本当は調停を行うより前、離婚を考え始めた段階でこの動画を見てほしい。お互いの感情をぶつけあうような状態となる前に子のことを中心に考えようとのメッセージが、何らかの形で届けられればと思うところはある。

◎ 本プログラムでは、絵本や子への接し方等をプレートにまとめた資料を用いたが、それらが効果的な働きかけとなっていたかについてご感想をお聞きしたい。

○ プレートに「子どもの前で、一方の親について否定的に話さない」、「子どもに両親の争いを見せない」といった記載があるが、「～しない」ではなく「～しましょう」という言い方の方が、行動を変える効果があると言われている。

例えば「相手方とは子どものいない場所で話しましょう。」といった記載とするのはどうか。また、プレートには「子どもに「離婚はあなたのせいではない」と説明する」とあるが、この説明をすること自体は重要と思われるものの、それなら誰のせいなのかと尋ねられることもありえる。子の年齢や発達に合わせた、伝えてよい内容の話を前もって用意し、子に伝えられる準備をしておくのも重要である。

- 今回の模擬実施は対面で行う様子を見ていただいたが、本プログラムを調査官がウェブ会議を用いて実施することもある。利用者にウェブ会議を用いた手続説明等をされている機関があれば、ご助言をいただけないか。
- 動画に関して先ほどのご意見と同様となるが、非常に分かりやすく、特に子の受けとめ方が年齢別に異なるとの解説はとても参考になった。なるべく早い段階で、できれば紛争が深まる前の普段の状態で視聴することを勧めたいし、100件に1件かもしれないが、動画を見たことで離婚をやめることもできるのではと思わせる内容であった。ウェブ会議で本プログラムを行う場合においても、実施前に動画を視聴してもらい、子が悩んでいるかもしれないことを想像してもらった上で本プログラムに臨むことが有意義であると思われるし、実施の当初、動画を視聴した感想を尋ねるとスムーズな導入となると思われる。